

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記

のとおり公示します。

2024年5月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業（中環状西部区間）準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業
(中環状西部区間) 準備調査【有償勘定技術支援】
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00260

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年5月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業（中環状西部区間）準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年7月～2025年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024年度末(2025年3月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部アフリカ第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 5月 21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 5月 29日 12時
3	質問への回答	第1回 回答日
	5月22日12時までの受領分	2024年 5月 27日

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 6月 3日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 6月 7日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 6月 19日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）参照
- 2）提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス

3）提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可

能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示
共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていま
す。

注３）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）回答方法

上記２．（３）日程のとおり、原則２回に分けて以下の JICA ウェブサイトに
掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等
の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法
（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記２．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依
頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人
名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提
出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 くださ
い。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税
は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システム
により送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出し
て得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通

知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロ

ポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	DX(BIM/CIMやその他先端技術)の効果的な活用法	第3条(9)、第4条(8)
2	事業を早期に完了させるための工夫	第3条(10)
3	先方政府との合意形成および関連事業との調整に関わる着眼点および手法	第3条(12)
4	先行調査・既往事業から得られる情報を踏まえ、本調査で調査すべき事項	第4条(1)
5	交通調査、将来交通需要予測および事業効果(IRR、効果指標等)の分析に関わる着眼点および手法	第4条(5)(24)
6	中環状道路西部区間のルートおよび道路・橋梁構造形式の選定に関わる着眼点および検討手法	第4条(10)(11)
7	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第4条(13)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）や本事業に係る協議等に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
 - ① 公開資料
 - 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）
（以下「調達ガイドライン」という。）
 - 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）（以下「調達ガイドライン」という。）
 - 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
 - コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
 - コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
 - 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）（以下「気候変動対策ツール」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）（以下「気候変動対策ツール」という。）
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結時に配布）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）及び算出の手引き（2019年12月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - コンサルティング・サービスの TOR
 - 事業費の積算関連資料³
 - コスト縮減検討関連資料
 - 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(3) 審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準
 - ② 施工計画
 - ③ 調達計画
 - ④ 事業費・借款対象額
 - ⑤ 事業実施スケジュール
 - ⑥ 事業の必要性・実施意義
 - ⑦ 事業実施体制
 - ⑧ 運営・維持管理体制
 - ⑨ 運用・効果指標
 - ⑩ 内部収益率（IRR）

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している (macOS は推奨しない)

- ⑪ 環境社会配慮
- ⑫ ジェンダー配慮
- ⑬ 気候変動対策（GHG 排出量削減の推計含む）
- ⑭ DX・デジタル技術活用
- ⑮ 本邦企業の技術・参画可能性

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「国道7号線バイパス建設計画基本設計調査」（2000-2001年）
 - ② 開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」（2016-2019年）
 - ③ 個別専門家「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）地域都市開発・物流アドバイザー」（2020-2022年）
 - ④ 「アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査」（2018-2019年）
 - ⑤ 「アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査」（2023-2024年）
 - ⑥ 有償資金協力「トアマシナ港拡張事業」（2017年 L/A 締結）
 - ⑦ 無償資金協力「国道二号線（アンタナナリボ-トアマシナ間）におけるマングル橋及びアンツァパザナ橋改修計画」（2019年 G/A 締結）
 - ⑧ 技術協力「道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト」（実施中）

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ等

- 別紙●のとおり。

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- 本業務では当該項目は適用しない。

- 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として、立体交差化のための橋梁建設や農地・湿地を横断する道路構造での軟弱地盤対策等が想定される。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

- 本事業は、円借款事業において本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・

許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

- 本事業は、大規模非自発的住民移転が想定されるため、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。
 - ① 本事業の想定ルート上及び周辺には、仮設住宅小屋（80～100 戸程度）が存在することから、大規模な非自発的住民移転が想定される。用地取得・住民移転の規模、影響を可能な限り緩和するための方策、被影響住民への補償方針等について詳細を確認する。具体的には、平面測量調査にて用地取得面積を算出し、RAP 調査にて住民移転戸数・人数を算出する。また、マダガスカル政府が定める用地買収及び補償の単価から、用地買収・補償費を算定する。併せて、用地取得は先方政府負担を想定しているため、マダガスカル政府の年次予算および支出年度の予算確保の確認も行うこと。
 - ② 本事業にかかる環境許認可が必要なため、詳細を確認する。
 - ③ 汚染対策や自然環境面については、現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等について詳細を確認する。
 - ④ 具体的なモニタリング項目・手法等について詳細を確認する。

(9) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用が期待される。本業務では、Building Information Management (BIM) 又は Construction Information Management (CIM) の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるところ、経済性（導入コスト含む）等も総合的に勘案の上、BIM 又は CIM 導入について最適な方法を検討すること。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。

例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等
- 道路網を軸とした公共サービスの効率的・効果的な提供、適切な維持管理、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域、マダガスカルの技術基準の基となっているフラン

スの事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。本領域における想定されるデジタル技術・データ活用案の例は以下のとおり。

- ・各種センサーやモバイルデータ等を用いた交通状況の可視化・把握（車両の流れ・人流等）による道路整備計画の最適化検討
- ・各種センサーやカメラからのデータを用いた交通量モニタリング・交通量予測シミュレーション
- ・道路・交通に係るデータのオープン化による民間事業者との価値共創
- ・道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）との連携

- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。
- 詳細度については、国交省が提示する BIM/CIM モデル詳細度 200 を目安とする。なお、検討にあたっては、技術レベルや運用・維持管理への毎年の必要予算等の観点で、マダガスカル側実施機関が持続的に活用できるかも合わせて検討すること。

（10）迅速化に向けた検討

- 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。
- 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

（11）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- 本業務では該当する関連既存事業はない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
 - 想定する既往事業は上記（5）のとおり。

（12）相手国関係機関との調整

- 本業務では実施機関／事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。
- 本業務では以下の点に留意する。

- 事業実施機関である公共事業省及び道路公社に加え、関係する財務省、地方分権・国土整備省、運輸気象省、アンタナナリボ市も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。そのため、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種協議に際しては上述関係組織にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。加えて事業実施機関として公共事業省及び道路公社の役割分担を明確化すること。
- 協力準備調査実施中に派遣が想定される Fact Finding ミッション（2024 年 8 月頃を想定）および審査ミッション（2025 年 10 月以降を想定）への協力について JICA マダガスカル事務所がマダガスカル政府に依頼する際の側面支援を行うこと。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、先行調査等の結果を見直したうえで、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。
 - 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

⁴ 一般的に必要な事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、洪水・内水氾濫等）
- ③ 水理・水文調査
- ④ 地形測量
- ⑤ 地質調査（ボーリング調査、室内試験、膨張土の有無）
- ⑥ 交通調査（詳細は以下（5））
- ⑦ 交通解析・交通需要予測（詳細は以下（5））
- ⑧ 住民移転計画調査（RAP 調査）
- ⑨ 材料調査
- ⑩ 支障物調査（地上・地下支障物）

(5) 交通量調査及び将来交通需要予測の実施

➤ 道路設計の前提条件となる計画交通量および事業効果の分析に必要な基礎データ取得のため、交通量調査および将来交通需要予測を実施する。交通量調査は、「アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査」（2023-2024年）（以下、既往調査）で実施したデータを活用することを前提とし、特に対象事業区間に関連する交差点の方向別交通量、事業効果を受ける競合道路等を重点的に調査する。その場合は、現地再委託にて交通量調査を実施する。また、交通量調査結果をもとに、将来交通需要予測を行い、本事業の計画交通量を算定し、車線数の検討、交差点処理方式等の検討を行うものとする。さらには、IRR や運用効果指標等の事業効果の算定に活用することを想定した需要予測を実施すること。

(6) 環境社会配慮に係る調査（EIA 調査）

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

(ア) JICA 環境社会ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案（英語及び仏語）の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環

境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また影響評価の検討にあたっては、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響、累積的影響並びに不可分一体事業、その他 Rights of Way に含まれないものの負の影響が想定される施工関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）に留意すると共に緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮すること。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討

ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

オ) 影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）

カ) 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を

含めること。)

キ) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討

ク) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

ケ) 予算、財源、実施体制の明確化

コ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。)。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000 CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

注: 上記、ウ)~ク)は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目(例: 大気質、水質)はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

(ウ) 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

② 住民移転計画

(ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案(英語及び仏語)の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)~サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023年5月)」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、

その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

(d) 本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- (d) ESS 5 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成

- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、

NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

(a) 社会的弱者(女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む)や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含

まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

(イ) 必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 社会・ジェンダー分析

- 事業対象地域のジェンダーに関連する政策・制度、社会規範や慣習、他ドナー等による類似事業を踏まえ、本事業で想定する裨益者において、ジェンダーが異なることで発生する課題やニーズを調査及び分析し、ジェンダー課題とその要因を把握する。把握の際は、寡婦世帯や女性世帯主世帯が抱える課題やニーズのほか、年齢や民族、宗教、性自認、性的指向等の属性の交差による課題やニーズ、開発事業から受ける異なる影響に留意すること。
- また、実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を調査するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。
- 具体的には下記の項目を中心に調査及び分析する。
道路の利用状況に係るジェンダー差の有無、建設におけるジェンダー別の雇用状況・環境、実施機関及び建設現場におけるジェンダー別の職員・労働者の割合、女性が少ない場合の課題（ジェンダー規範、GBV リスク、ハラスメントリスク、賃金格差、研修機会格差等）、ジェンダー平等推進のための研修等の実施状況

② 取組の策定

- 上記の調査分析結果を踏まえ、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計・仕様・取組について検討する（例：女性技術者・建設労働者の雇用促進、ジェンダー研修・GBV 研修の実施、託児施設等の設置）。詳細な活動を計画する際は、Gender Action Plan (GAP: 取組案、指標、実施予定期間、担当者等を記載した計画書)を作成し、合意文書に盛り込む。

③ 指標の設定検討

- 提案した取組について、そのモニタリング・評価が適切に行えるよう、対応す

る指標の設定を行う（例：本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定）。

（８）DX（Digital Transformation）分野の活用調査

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用が期待される。本業務では、Building Information Management (BIM) 又は Construction Information Management (CIM) の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるところ、経済性（導入コスト含む）等も総合的に勘案の上、BIM 又は CIM 導入について最適な方法を検討すること。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。
 - 例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等
- 道路網を軸とした公共サービスの効率的・効果的な提供、適切な維持管理、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域、マダガスカルが技術基準の基となっているフランスの事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。本領域における想定されるデジタル技術・データ活用案の例は以下のとおり。
 - ・各種センサーやモバイルデータ等を用いた交通状況の可視化・把握（車両の流れ・人流等）による道路整備計画の最適化検討
 - ・各種センサーやカメラからのデータを用いた交通量モニタリング・交通量予測シミュレーション
 - ・道路・交通に係るデータのオープン化による民間事業者との価値共創
 - ・道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）との連携
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。
- 詳細度については、国交省が提示する BIM/CIM モデル詳細度 200 を目安とする。なお、検討にあたっては、技術レベルや運用・維持管理への毎年の必要予算等の観点で、マダガスカル側実施機関が持続的に活用できるかも合わせて検討すること。

(9) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。
- 本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。
 - パリ協定に基づき、対象国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画に当たっては対象国のNDCに合致していることを確認するとともに、以下の検討を行う。
 - 具体的には、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」の「4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和」等を参考に、渋滞緩和等によるGHG排出削減量の推計を行う。また、計画の検討においては以下の観点を検討する。
 - ◇ 建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス（以下「GHG」）排出量の最小化
 - ◇ 省エネルギー効果のある機器・設備の導入やGHG排出量の削減に資するコンポーネントの組み込み
 - さらに、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」を参考に、気候リスク評価を実施する。また、リスク評価の結果として特定される適応オプション（例えば、洪水被害軽減のための路面の高さ調整、道路下を横断する排水管・函渠の適切な整備等）を計画の検討時に事業に組み込むことを検討する。

(10) 代替案の検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目⁵は以下のとおり。

- ① 道路ルート選定
- ② 道路構造形式（幅員構成含む）
- ③ 橋梁形式
- ④ 交差点交差方式

（１１）概略設計

➤ 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。設計項目・規模は以下を想定するが、代替案の検討結果にもとづく概略設計を実施する。

① 道路概略設計

- 道路・橋梁概略設計（新設道路区間：2.0km、既設道路拡幅区間：1.5km、側道等含む）
- 橋梁設計（フライオーバー2箇所、計約500m）
- 平面交差点設計（3箇所）
- 道路構造物設計（軟弱地盤対策含む）

② 完成予想図

- 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 概略設計後の完成予想図の作成

（１２）事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

⁵ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- また、本事業のサイトには冠水リスクが高い区域も存在するところ、施工計画においては同リスクも十分に踏まえた計画を検討すること。
- ② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画
 - 公示安全及び交通安全に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
 - 両計画のうち、相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。
- ③ 資機材調達計画
 - 上記①とは別パッケージにて本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
 - 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。
- ④ 事業実施スケジュールの策定
 - 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
 - バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目（クリティカルパス含む）及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。
- ⑤ 他の援助機関の動向調査
 - 本事業サイトの周辺にて他の援助機関の事業も実施中である。主な実施中事業として以下の3つがあるが、その他も含めて、本事業の実施計画に影響を与える他の援助機関の事業を把握し、各事業の事業実施計画、進捗、本事業に与える影響（正負どちらも）を確認する。
 - (ア) 当国政府、フランス政府、フランス民間商業銀行の3者による融資にて、アンタナナリボ市内にロープウェーを建設中（2024年中運転開始予定）である。本ロープウェー建設箇所と、本事業の対象立体交差点の建設箇所が重なる計画となっているため、同ロープウェーの設計（高さ含む）を踏まえた立体交差点の施工計画検討が必要。
 - (イ) 世界銀行（WB）の融資にて、イコパ川の堤防整備、堤内地のコミュニティ開発、周辺地域（約15万人居住地域）の詳細都市計画策定等の支援（通称：PRODUIR）を実施中（2026年終了予定）である。当該事業

の事業実施計画を確認するとともに、当該事業と本事業の連携可能性（パラレル協調融資の位置付けとして）や相乗効果について確認する。

(ウ) アフリカ経済開発アラブ銀行（BADEA）がイコパ川渡河新設橋梁（マキフライオーバー）等の F/S 調査および建設事業を 2023 年 10 月から実施中である。本事業の終点とマキフライオーバーが接続予定であるため、事業実施計画、進捗を確認する必要がある。

(13) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- 併せて、同内容における競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

(14) 事業費の積算

➤ 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他 2（融資非適格項目※）

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（macOS は推奨しない）。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）⁶、諸経費⁷（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した当該国の類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出

⁷ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

する。

- 実施期間（落札、着工、竣工、瑕疵通知期間を区別）
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 主な設計・契約変更
- 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）、契約約款等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（15）調達計画の策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 技術評価基準や契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

- ④ コントラクターの選定方針案
- PQ 条件の設定
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（16）事業実施体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 実施機関の体制（組織面）
- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。
- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- ③ 実施機関の体制（技術面）
- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。
- ④ 実施機関の類似事業の実績
- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。
- ⑤ 実施段階における技術支援の必要性
- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（17）運営・維持管理体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 運営・維持管理機関の体制（組織面）
- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。
- ② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）
- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。
 - 本事業で整備した施設の運営・維持管理に必要な毎年の必要経費を試算の上、当該予算の確保可能性を確認する。
- ③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(18) 実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要な用地について、地籍調査を基に所有者・規模・位置を確認し、当該国の法制度や財務状況を参考にアクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

- ①と同様な情報源等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

③ 支障物移設

- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(19) 免税措置の調査

本業務では当該項目は適用しない。

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(20) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁸

⁸概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版⁹を参照する。
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（2 1）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

本業務では当該項目は適用しない。

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（2 2）本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

（2 3）コンサルティング・サービスの提案

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

⁹ JSSS は、仏語圏 / 西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁰について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮、橋梁維持管理に関わるソフトコンポーネント（点検支援、点検・補修マニュアル作成）等）等を想定している。発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。なお、道路維持管理については、現在実施中の技術協力「道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト」にて支援中であり、本事業のコンサルティング・サービスとしては橋梁維持管理を中心としたソフトコンポーネントを想定しているが、道路維持管理のソフトコンポーネントの要否についても合わせて検討する。

（24）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
 - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
 - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
 - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
 - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
 - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
 - 現状では、本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。他方、その他にも有益な指標について積極的に提案すること。特に、本

¹⁰ 規模は「業務人月」とする。

事業は、アンタナリボ市内のみならず、マダガスカル全体の物流に資することが可視化されるよう、都市間や各国道間での移動時間の短縮などの指標化も検討すること。

- ・ ピーク時所要時間（分）
- ・ 既設道路年平均日交通量（台／日）
- ・ 新設道路年平均日交通量（台／日）

② 定性的効果

- ・ 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、本事業の実施によって得られる我が国及び本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

(25) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

(26) 発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

- 本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を実施することを想定している。ミッションの前に、調査の進捗報告を発注者に行うとともに、必要に応じてミッションの日程に一部同行し、発注者の行う情報収集や本事業内容の検討に向けて、本調査で得た情報をベースに適宜情報共有や提案支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/F や審査等の日程については、発注者の指示に従うこと。

(27) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹¹を作成の上、発注者の承諾を得る。

¹¹ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 報告書等の内容について、発注者の承諾の上で、相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(28) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	調査開始後 1 カ月以内	英語 仏語	電子データ	
インテリム・レポート	2025 年 1 月 15 日（但し、環境社会配慮部分のみ 2024 年 9 月末）	日本語	電子データ	
		英語 仏語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2025 年 9 月 15 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	

		仏語		
デジタル画像集	2025年11月28日	日本語	CD-ROM	5部
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	2025年11月28日	日本語	CD-ROM	5部
		英語 仏語	CD-ROM	5部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	2025年12月26日	日本語	製本	5部
			CD-ROM	5部
		英語 仏語	製本	5部
			CD-ROM	5部
調査データ	2025年12月26日	作成言語	別途指定	5部

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

（２）インセプション・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第4条「業務の内容」（6）「環境社会配慮」①「環境アセスメント」②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

（３）インテリム・レポート

- ① 最適案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査、事業実施計画、事業実施体制、調達計画、先方負担事項、総事業費等
- ② 環境社会配慮部分：第4条「業務の内容」（6）「環境社会配慮」①「環境アセスメント」（イ）ア）「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～ エ）「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。②「住民移転計画」（ア）ア）「住民移転に係る法的枠組みの分析」、イ）「住民移転の必要性の記載」。今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

（４）ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果¹²、要約
 - 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。
- (5) デジタル画像集
- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集
- (6) ファイナル・レポート
- 調査結果の全体成果、要約
- (7) ファイナル・レポート（先行公開版¹³）
- JICA 環境社会ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトでの情報公開することが求められている。そのため、本調査終了後速やかに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。
 - 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報
- (8) 調査データ
- 事業費積算や内部収益率 (EIRR/FIRR) の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁴の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。
 - 第4条「業務の内容」（22）「本事業実施に当たっての留意事項の整理」に記載の調査関連資料も合わせて提出する。

¹² 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

¹³ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトでの情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁴ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

- 本業務では再委託を想定していない¹⁵。
- 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。現地再委託にあたっては、調達段階において現地業者の質を過去の実績等から十分に確認するとともに、再委託先への業務に頼り切りになるのではなく、担当分野の調査団員を中心に適切な品質管理が行われる体制を構築することとする。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況・自然災害調査	気温、降水、風	一式	定額計上
2	水理・水文調査	水源の流量調査、水質調査、水利用の状況等	一式	定額計上
3	地形測量・支障物件調査		一式	定額計上
4	地質調査・材料調査		一式	定額計上
5	交通調査		一式	定額計上
6	環境社会配慮調査（EIA調査）		一式	定額計上
7	住民移転計画調査（RAP調査）		一式	定額計上

第7条 機材の調達

- 本業務では機材調達を想定していない。
- 本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な

¹⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名： マダガスカル共和国

案件名： 和名 アンタナナリボ都市圏道路網整備事業（中環状西部区間）準備調査

英名 Preparatory Survey for the Road Network Development of Western Section of Rociade Project towards Urban Development in Antananarivo

2. 相手国実施機関名

マダガスカル公共事業省（Ministry of Public Works）

3. 調査対象サイト

アンタナナリボ市

4. 事業の背景と必要性

マダガスカル共和国（以下「当国」という）は、人口 2,842 万人を擁し、一人当たり国民総所得は 510 ドルの世界最貧国のひとつである（2022 年、世銀）。内陸に位置する首都アンタナナリボは、人口約 300 万人を有する政治経済の中心地であり、第 2 の都市トアマシナは、当国内最大の商業港を擁する人口約 50 万人の都市である。これら 2 都市と、両市を結ぶ鉄道と全長 369 キロメートルの国道 2 号線及びそれらの沿線エリアは、当国の成長を牽引する基幹都市・幹線であり、TaToM（アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸：Tananarive-Toamasina, Madagascar）地域と呼ばれている。我が国は、この TaToM 地域の包摂的かつ持続的な経済成長を支援すべく、開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」（2016-2019 年）を実施し、TaToM の総合開発計画の策定を支援した。

同計画の中でも特にアンタナナリボ市の開発計画の実施は急務となっている。同市の人口は、現在の約 300 万人から 2033 年には約 420 万人に増加すると予測されており、急激な都市化対策が必要で、そのうち特に道路インフラ整備は最大の課題の一つとなっている。同市中心部は、東部トアマシナ港（国道 2 号線）だけでなく、北部マジュンガ港（国道 4 号線）、中央部大都市のアンチラベ、フィアナランツを経て南部トゥリアラ港（国道 7 号線）、西部の新都市開発地域（国道 1 号線）と連結するが、市内道路網が未整備であるため市内各所で激しい渋滞が発生しており、結果として上述の各国道を利用した都市間移動にも負の影響を及ぼしている。特に、①昨今土地開発が進んでいる中環状道路上のアンクルンジャーノ交差点から西部に、国道 4 号線、国道 1 号線と順に連結可能となる西部延伸道路の整備が急務である。また、②市内北東部において開発が進んでいる工業地帯に続く国道 3 号線と、市内とトアマシナ港間の物流輸送を円滑にするための国道 2 号線を外環状で連結するバイパス整備も課題となっている。さらに、③人口増加が顕著な市南部から中心部への交通渋滞を緩和するための道路拡幅や BRT（Bus Rapid Transit）導入等の整備も施策案として挙げられている。

上記①～③の 3 区間（うち、開発事業としては計 7 事業）の道路インフラ整備は、当国政府が TaToM 総合開発計画の中で、同市での優先事業として掲げており、これら優先事業を含む都市圏・都市開発計画（PUDi）は 2020 年 3 月に閣議承認済みで、都市

交通の円滑化及び物流機能活性化を図ることで、都市開発にも大きく貢献できることが期待される。また、都市開発を促進することで、民間企業投資にも大きな弾みになり、中長期的な経済発展につながることを期待されている。このような状況の中、上述3区間（7事業）のうち、特に優先度の高い事業を当国政府と共に検討したところ、具体的な計画として、市内渋滞が特に激しい中環状道路上に位置する西部延伸道路の整備（上述①。以下「本事業」という）の優先度が高いと判明した。なお、当国は国家開発計画「マダガスカル新興計画」（2019-2023）において、交通インフラ整備による経済発展を掲げており、本事業は同計画にも合致する。

対マダガスカル共和国国別開発協力方針（2021年5月）及び対マダガスカル共和国JICA国別分析ペーパー（2019年9月）では、基本方針を「経済開発と社会開発のバランスの取れた持続的発展への支援」としつつ、経済インフラ開発を重点分野として定め、都市・地域開発の基盤の整備に取り組むこととしており、本事業はこれら方針・分析に合致する。また、当国の地理的重要性を踏まえ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」及び経済的繁栄を支援すべく、上述のとおり、我が国はこれまでTaToMの総合開発計画の策定を支援してきており、本事業は同計画を具現化するもの。なお、TaToMの総合開発計画が日本の支援で策定されたことはマダガスカル政府内でも認知されており、本事業もそれに基づく新たな日本の事業として先方政府の期待も高い。さらに、JICAグローバル・アジェンダの運輸交通分野において、主たる協力方針とされている「グローバルネットワークの構築」に本事業は該当し、都市圏の接続性向上に寄与する。加えて、「道路交通安全」にも本事業は資する。

よって、本事業は当国政府の開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、アンタナナリボ市内の道路の建設を通じて当国の経済成長に資するものである。また、SDGsゴール3「すべての人に健康と福祉を」、SDGsゴール9「インフラ・産業」に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高く、本調査を実施するものである。

5. 調査方針

本調査では、「アンタナナリボ都市圏道路網整備事業（中環状西部区間）」について、事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

6. 調査内容

- (1) 業務計画書の作成・提出
- (2) インセプション・レポートの説明・協議
- (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理
- (4) 自然条件調査、現地条件調査等
 - ① 気象・風況調査
 - ② 自然災害調査
 - ③ 水理・水文調査
 - ④ 地形測量
 - ⑤ 地質調査
 - ⑥ 交通調査
 - ⑦ 交通解析・交通需要予測
 - ⑧ 住民移転計画調査（RAP調査）（住民移転計画案の作成、環境社会配慮助言委員会対応支援、住民移転計画案に基づく、協力準備調査報告書内環境社会配慮該当箇所の作成）

- ⑨材料調査
- ⑩支障物調査（地上・地下支障物）
- （５）交通量調査及び将来交通需要予測の実施
- （６）環境社会配慮調査（EIA 調査）
 - ①環境アセスメント報告書案の作成
 - ②環境社会配慮助言委員会対応支援
 - ③環境アセスメント報告書案に基づく、協力準備調査報告書内環境社会配慮該当箇所
 - の作成
- （７）ジェンダー視点に立った調査・計画
- （８）DX（Digital Transformation）分野の活用調査
- （９）気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析
- （１０）代替案の検討
- （１１）概略設計
 - ①道路概略設計
 - ②完成予想図
- （１２）事業実施計画の策定
 - ①施工計画
 - ②建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画
 - ③資機材調達計画
 - ④事業実施スケジュールの策定
 - ⑤他の援助機関の動向調査
- （１３）本邦技術の活用可能性の検討
- （１４）事業費の積算
- （１５）調達計画の策定
- （１６）事業実施体制の検討
- （１７）運営・維持管理体制の検討
- （１８）実施機関負担事項の整理
- （１９）免税措置の確認
- （２０）事業実施段階における施工上の安全対策の検討
- （２１）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成
- （２２）本事業実施に当たっての留意事項の整理
- （２３）コンサルティング・サービスの提案
- （２４）事業効果の検討
- （２５）本邦企業説明会の実施
- （２６）発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力
- （２７）報告書等の作成・説明
- （２８）調査データの提出

7. 調査期間

2024年7月～2025年12月（合計19か月）

8. 関連する援助活動（我が国の援助活動、他ドナー等の援助活動）

上述のTaToMに係る開発計画調査型技術協力（2016-2019年）に加え、JICAは個別専門家「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）地域都市開発・物流アドバイザー」（2020-2022年）を派遣し、都市開発の実施能力強化や物流機能強化の活動を行った。後継となる個別専門家「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）開発管理能力強化アドバイザー」も要請・採択されており、今後派遣される予定。

また、無償資金協力「国道七号線バイパス建設計画」（2003-2006年）では、アンタナナリボ市内の主要幹線道路の一つとして国道7号線と国道2号線とを繋ぐバイパス道路（通称、Tokyo Bypass）の建設を行った。その後、トアマシナ港及び同港からアンタナナリボを結ぶ国道2号線のインフラ整備として、有償資金協力「トアマシナ港拡張事業」（2017年L/A締結）及び無償資金協力「国道二号線（アンタナナリボ-トアマシナ間）におけるマングル橋及びアンツァパザナ橋改修計画」（2019年G/A締結）を実施中。加えて、技術協力「道路・橋梁維持管理能力強化プロジェクト」を実施中。

また、他の援助機関の活動状況は以下のとおり。

- ① フランス開発庁（AFD）、欧州投資銀行（EIB）及びヨーロッパ連合（EU）の協調融資にて、本事業の中環状道路西部区間と接続する東部区間（通称：La Rocade d' Iarivo）の整備が行われ、2021年から供用開始済である。なお、La Rocade d' IarivoはTaToMの総合開発計画にも記載されている優先事業の一つ。
- ② 中国国際開発協力庁（CIDCA）の無償資金にて、イバト空港アクセス道路の整備が行われ、2020年から供用開始済である。
- ③ 当国政府、フランス政府、フランス民間商業銀行の3者による融資にて、アンタナリボ市内にロープウェーを建設中（2024年中運行開始予定）である。
- ④ 世界銀行（WB）の融資にて、イコパ川の堤防整備、堤内地のコミュニティ開発、周辺地域（約15万人居住地域）の詳細都市計画策定等の支援（通称：PRODUIR）を実施中（2026年終了予定）である。
- ⑤ アフリカ経済開発アラブ銀行（BADEA）が以下3点の支援（II及びIIIは融資）を実施済みもしくは実施中であり、特にIIIは本事業と関連（接続）する。
 - I. 都市交通マスタープラン策定（2021年）
 - II. アヌシザト交差点立体化および橋梁架け替えプロジェクトの設計および建設事業（コントラクター調達中）
 - III. イコパ川渡河新設橋梁（マキフライオーバー）等のF/S調査および建設事業（2023年10月から実施中）

9. 類似案件からのフィードバック

モロッコ有償資金協力「高速道路建設事業」（評価年度：2007年）においては、用地取得に伴う地域分断が発生し、追加横断施設の建設等の対策が必要となった。本事業においてはかかる教訓を生かし、協力準備調査において、事業対象地域住民への情報開示および十分な事前協議を通じて住民の理解を得ていく。

また、タンザニア無償資金協力「第三次タザラ交差点改善計画」（評価年度：2021年）では、渋滞が集中する市街地で工事が計画されていたことから、通行車両や地域住民の安全確保、地域住民の近隣の病院・店舗等の円滑な利用のため、施工業者は①交差点内で片側2車線の車道と両側に幅3メートルの歩道を確保、②高さ制限を超える車両の交差点侵入に備えた衝突防止の門を設置、③交通警察官と交通誘導員を24時間体制で配置し交通管理を実施、という3点の工夫を行い、無事故且つ工期の遅延なく完工した。本事業も市街地での工事が想定されることから、上記案件の経験を踏まえ、施工期間中に既存交通に与える影響を最小化する施策を検討する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市開発・都市交通計画に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ② 語学能力：英語または仏語（仏語がより望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年7月に業務を開始し、2025年12月26日までを履行期間とする。各調査報告書作成時期。提出期限は以下のとおり。

- インセプション・レポート：調査開始後1ヵ月以内
- インテリム・レポート：2025年1月15日
- ドラフト・ファイナル・レポート：2025年9月15日
- ファイナル・レポート：2025年12月26日

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約45.00人月

2) 渡航回数を目途 全35回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン

（4）等）への再委託を認めます。

- 気象・風況・自然災害調査
- 水理・水門調査
- 地形測量・支障物件調査
- 地質調査・材料調査

- 交通調査
- 環境社会配慮調査（EIA 調査）
- 住民移転計画調査（RAP 調査）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- マダガスカル共和国「アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査」ドラフト・ファイナル・レポート案
- MINISTÈRE DES TRANSPORTS ET DE LA MÉTÉOROLOGIE 「RAPPORT FINAL : ETUDE DU SCHEMA DIRECTEUR DU TRANSPORT DANS LA VILLE D'ANTANANARIVO」 Décembre 2021
- Ministère Auprès de la Présidence en Charge des Projets Présidentiels 「L'aménagement du Canal Andriantany」

２）公開資料

- マダガスカル共和国「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸 (TaToM) 総合開発計画策定プロジェクト」関連報告書類
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12340709.pdf>
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_409_12340725.html
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618_409.html
- マダガスカル共和国「国道 7 号線バイパス建設計画基本設計調査報告書」（2001 年 12 月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004296.html>
- マダガスカル共和国「アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査報告書(先行公開版)」（2019 年 5 月）
https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_409_12340089.html

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（* 語 ⇄ * 語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所、在マダガスカル日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン2023年10月（2024年4月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

230,484,000円（税抜）

なお、定額計上分 39,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	気象・風況・自然災害調査	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	1,000,000円	調査一式	再委託
2	水理・水文調査	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	1,000,000円	調査一式	再委託
3	地形測量・支障物件調査	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	7,000,000円	調査一式	再委託
4	地質調査・材料調査	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	7,000,000円	調査一式	再委託
5	交通調査	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	2,000,000円	調査一式	再委託
6	環境社会配慮調査 （EIA調査）	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	10,000,000円	調査一式	再委託
7	住民移転計画調査 （RAP調査）	第2章特記仕様書案、 第4条 業務の内容、 （4）自然条件調査、 現地条件調査等	10,000,000円	調査一式	再委託
8	資料等翻訳費		1,000,000円	現地で入手した資料の 仏日翻訳。	一般業務費（資料等翻訳費）

				(成果品の 翻訳費は上 限額に含ま れる)	
		計	39,000,000 円		

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙: プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)